

# ひとり親家庭等医療給付制度について

社会福祉増進の一環として、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、健康保険を使って医療機関等で診療を受けたときの自己負担額について助成を行います。

## ◇給付対象者

- ① 配偶者のいない方で18歳以下の児童を扶養（税法上・健康保険上）している方と、その方が扶養する18歳以下の児童。
- ② 両親のいない18歳以下の児童。

※ただし、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ア) ひとり親が就労等により得た収入で生計を維持していること。
- イ) 前年度の所得税の課税がないこと、又は所得税が課税されている者に扶養されている者でないこと。
- ウ) 異性と同居したり、頻繁な訪問、生活費の援助等、事実婚の状態にないこと。

## ○特例の措置等

\*上記要件ア)で、特別な理由により就業ができないときは、給付対象となる場合があります。担当の国保医療係にご相談ください。

\*上記要件イ)で、所得税の課税の有無は、税法上廃止された児童に関わる所得控除（年少扶養控除、特定扶養控除の上乗せ）を適用して再計算し判定します。このため、所得税が課税されていても、対象となる場合があります。

## ◇医療証の使い方

給付対象者には、ひとり親家庭等医療証を交付します。医療証の使用にあたっては、次の点にご注意ください。

**県内で受診** 受診する医療機関の窓口で、健康保険証とひとり親家庭等医療証をいっしょに提示します。これにより保険が適用される部分についての自己負担が不要となります。なお、入院時の食事代等は医療費外で自己負担が必要です。

**県外で受診** 健康保険証のみを医療機関窓口で提示し、いったん自己負担額をお支払いください。後日、市担当（国保医療係）窓口で還付の申請を行い給付を受けます。申請の際は、①領収書 ②健康保険証 ③ひとり親家庭等医療証 ④振込先預金通帳等をお持ちください。

## ◇有効期限

医療証の有効期限は、毎年7月1日から6月30日までの1年間です。対象者からの申請により医療証が更新されます。ただし、途中で給付要件に該当しなくなったとき（婚姻、転出、被扶養児童の就業による保険分離や19歳到達など。市への届出が必要。）は、その時点で失効します。

（裏面もご覧ください。）

#### ◇その他

- 医療費が高額になった場合、高額療養費の代理申請及び受領に関する委任状の提出が必要です。
- 健康保険の加入先の変更、住所の変更があったときは市への届出が必要になります。国保医療係に届出くださいますようお願いいたします。

#### 【お問合せ】

南陽市すこやか子育て課

国保医療係

電話 40-1692